

PayPal 決済サービス利用規約

この「PayPal 決済サービス利用規約」（以下、「PayPal 決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、PayPal 決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する PayPal 決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、PayPal 決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第 1 条（用語の定義）

1. PayPal 決済規約における、基本規約第 1 条（用語の定義）第 9 号の決済事業者とは、乙が甲の代理人として、PayPal 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「PayPal 決済業務契約」といいます。）を乙と締結した PayPal Pte. Ltd.（以下、「PayPal」といいます。）をいうものとします。
2. PayPal 決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「PayPal 決済サービス」とは、PayPal が提供するサービスであって、顧客が予め PayPal に対し PayPal 所定の方法・手続きに従いクレジットカードを登録したうえで、左記クレジットカード番号が紐づけされた PayPal 発番の ID 等を提示することで、PayPal が認める加盟店が提供する商品またはサービスの対価を支払うことができるサービスをいいます。
 - (2) 「加盟店契約」とは、この PayPal 決済規約ならびに別途 PayPal が提示する諸規程に基づき、甲が PayPal より PayPal 決済サービスの加盟店として承認された場合に、甲と PayPal との間に成立する、PayPal 決済サービス利用にかかる契約をいいます。
 - (3) 「諸規程」とは、PayPal が PayPal 決済サービスの円滑な運用を図るため、乙を通じて、あるいは直接ウェブサイトによる掲示等を通じて甲に通知または告知する PayPal 決済サービスに係る規約、ガイドライン、仕様書、運用ガイド等（これらは例示であり、これらに限られないものとします。）をいいます。
 - (4) 「PayPal 決済サービス利用契約」とは、PayPal 決済規約の規定に従って、甲と乙との間の成立する、PayPal 決済サービスの利用に係る契約をいいます。
 - (5) 「PayPal アカウント」とは、PayPal 決済サービスの利用のために必要な ID であって、PayPal 所定の手続きと審査を経て PayPal より発番されるものをいう。
3. PayPal 決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、PayPal 決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第 2 条（加盟店契約）

1. 甲は、PayPal 決済サービスの利用にあたっては、次の URL (https://www.paypal.com/jp/legalhub/home?country.x=JP&locale.x=ja_JP) 等を通じて提供される PAYPAL ユーザー規約、その他の諸規程の内容を確認し、当該諸規定に同意の上で、これらを遵守するものとします。
2. 理由の如何を問わず加盟店契約が終了した場合、PayPal 決済サービス利用契約も当然に終了するものとします。
3. 甲は、理由の如何を問わず、PayPal と乙との間の PayPal 決済業務契約が終了した場合には、甲乙間の PayPal 決済サービス利用契約も当然に終了することを予め承諾するものとします。

第 3 条（包括代理権の授与）

1. 甲は、PayPal 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) PayPal との加盟店契約ならびにこれに付随する一切の合意および契約書類の締結、ならびにこれらに関する解除または終了の意思表示の一切（PayPal の意思表示を加盟店に代わって受領することを含みます。）
 - (2) PayPal への加盟店契約の申込および加盟店契約に関する一切の届出、通知、報告、申請、審査依頼、書類の提出、協議その他一切の連絡の実施（甲の申込および加盟店契約に関して、PayPal が甲に対して行う一切の通知、連絡または指示等する事項を甲に代わって受領することを含みます。）
 - (3) PayPal 決済サービスの利用のために必要な PayPal アカウント登録代行業務、システム設定代行業務、取引情

報処理サービスならびにこれらに付随する一切の事務ならびに届出、通知、報告、申請、照会、PayPal 所定のデータの提出、協議その他一切の連絡の実施（これらの業務に関して、PayPal が甲に対して行う一切の通知、連絡または指示等する事項を甲に代わって受領することを含みます。）

- (4) PayPal 決済サービスによる売上について、PayPal への決済情報および売上情報の送信、PayPal との確認、ならびにそれらの取消請求に係る事項の一切
 - (5) PayPal 決済サービスによる売上金の PayPal への請求および当該売上金の受領に関する事務の一切
 - (6) 決済に係る手数料をはじめとする PayPal に支払うべき金銭の支払条件の合意
 - (7) PayPal 決済サービスに関する PayPal への金銭の支払い、その他の金銭の精算に係る事務の一切
 - (8) その他、乙が PayPal と個別に合意した事項
2. 甲は、PayPal 決済サービス利用契約および加盟店契約の有効期間中、乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないことを予め承諾するものとします。
 3. 甲が乙に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人として係る行為を行わないものとします。なお、PayPal は、加盟店契約の申込を行った甲に対しても、加盟店契約の当事者として PayPal の行為を行うことができるものとします。

第 4 条（乙への委託業務）

1. 乙は、PayPal 決済サービスに関し、甲の委託を受けて、以下の各号の業務（以下、「本件業務」といいます。）を甲のために遂行します。なお、各業務の詳細は、第 5 条（PayPal アカウント登録代行業務）以下に規定するものとします。
 - (1) PayPal アカウント登録代行業務
 - (2) システム設定代行業務
 - (3) 取引情報処理業務
 - (4) PayPal からの商品代金受領代行業務
2. 前項に規定する取引情報処理業務および PayPal からの商品代金受領代行業務は、甲名義の PayPal アカウント登録が完了し、かつ第 6 条（システム設定代行業務）に定める PayPal アカウント上の機能設定が PayPal において終了していることを前提にするものとします。よって乙は、前記 2 つの前提のうちどちらか一方でも充足しない場合、取引情報処理業務および PayPal からの商品代金受領代行業務を履行する義務を負わないものとします。

第 5 条（PayPal アカウント登録代行業務）

1. 乙は、PayPal アカウント登録代行業務の履行のため、乙所定の PayPal アカウント登録申請ファイル（以下「登録申請ファイル」といいます。）を電子的方法により甲に送付するものとし、甲は当該登録申請ファイルに乙が指示する必要事項を記載し、乙が指示する方法・期日に従い乙へ返送するものとします。
2. 乙は、甲から受領した登録申請ファイルを PayPal へ連携し、甲のために甲名義の PayPal アカウント登録を依頼するものとします。
3. 乙は、PayPal から前項の依頼に基づく甲名義の PayPal アカウント登録完了の通知を得た場合、甲に対して当該 PayPal アカウントを利用可能とするために必要な手続方法（以下、「認証手続」といいます。）を通知するものとし、甲は、左記通知に従い認証手続を行うものとします。
4. 甲は、前項の認証手続が完了した時点で、甲と PayPal との間に加盟店契約が成立することにつき、予め承諾するものとします。
5. 乙は、本条第 2 項に基づき登録申請ファイルを PayPal に連携する際に、PayPal に対して甲に対する審査が必要となるか否かを照会するものとします。審査が必要と判断された場合には、乙は、その旨および PayPal から受領した通知を甲に連携するものとします。この場合、甲は、PayPal から通知に従い、乙を通じて PayPal が求める審査書類提出等の手続を行うものとします。
6. PayPal アカウント登録代行業務は、本条第 5 項の照会の結果、PayPal による審査が不要と PayPal により判断された場合には加盟店契約の成立時に、審査が必要とされた場合には審査の完了および加盟店契約の成立の両方が満たされたときに終了するものとします。

第6条（システム設定代行業務）

乙は、第9条（PayPal からの商品代金受領代行業務）第1項に規定する甲の PayPal アカウントから乙の PayPal アカウントへの PayPal アカウント上の一定の金額が記載された情報（以下、「PayPal 残高」といいます。）の移転を可能とするための PayPal アカウント上の機能設定、ならびにその他甲乙間で合意された機能設定を PayPal に申請するための電子ファイルを、登録申請ファイルに記載された情報に基づき作成のうえ PayPal へ連携し、PayPal に対し当該設定を行うことを求めるものとします。

第7条（免責事項）

PayPal アカウント登録代行業務およびシステム設定代行業務の成否は、PayPal の裁量事項であるため、乙は、その成否を甲に対して保証しないものとします。甲名義の PayPal アカウント登録および第6条（システム設定代行業務）に定める PayPal アカウント上の機能設定が不成功に終わった場合、または PayPal による甲に対する審査の結果として甲の PayPal アカウントが削除、使用停止等された場合であっても、乙は、甲に対して何等の責任も負担しないものとします。

第8条（取引情報処理業務）

1. 顧客がショップ上で購入を希望する取扱商品を選択し、PayPal 決済サービスの利用を希望する旨の意思表示をした場合、乙は、ショップのサーバから PayPal のサーバにショップの名称、商品代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があるものとします。以下、PayPal 決済規約において同じとします。）、その他 PayPal が指定する情報を甲から受領したうえで、当該情報を PayPal へ伝送するものとします。
2. 前項の情報伝送の後、PayPal のインターネットサイト上で前項の取扱商品について顧客が PayPal 決済サービスを利用して決済を行う旨の意思表示をした場合、乙は、PayPal のサーバからショップのサーバに顧客の名前、住所、電話番号、電子メールアドレスその他顧客が PayPal に届け出ている情報を伝送するものとします。
3. 前項の情報伝送の後、顧客がショップ上で取扱商品の購入を確定する旨の意思表示をした場合、乙は、当該意思表示がなされた旨の情報を PayPal のサーバに伝送し、PayPal に当該顧客が当該取引に PayPal 決済サービスを利用可能か否かの確認を求め、その結果をショップのサーバに伝送するものとします。
4. 前項の情報伝送の後、甲が当該取引の取消・撤回を希望する場合、甲は、乙所定の方法により乙に届け出るものとします。乙は、当該届け出があった旨の情報を PayPal に伝送するものとし、PayPal により承認された場合、当該取引は、取消・撤回されるものとします。なお、取消・撤回が可能な期間については、別途 PayPal が諸規程により定めるとおりとします。

第9条（PayPal からの商品代金受領代行業務）

1. 乙は、甲の依頼に基づき、顧客の PayPal アカウントから甲の PayPal アカウントに移転された商品代金額に相当する PayPal 残高を自己の PayPal アカウントに移転させるものとします。なお、甲の PayPal アカウントから乙の PayPal アカウントへの PayPal 残高の移転は、顧客の PayPal アカウントから甲の PayPal アカウントへの PayPal 残高の移転日の翌日に甲または乙が何等 PayPal アカウント上で操作をすることなく実施されるものとします。
2. 乙は、前項によって増加した自己の PayPal 残高を利用する旨の意思表示を PayPal に行い、PayPal の金融機関の口座から自己の金融機関の口座に商品代金額から PayPal 所定の手数料を差し引いた残額（以下、「本件代理受領額」といいます。）に相当する金銭を受領することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき受領した本件代理受領額に相当する金銭を、基本規約の規定に従い甲へ引き渡すものとします。

第10条（中途出金の禁止）

1. 甲は、第9条（PayPal からの商品代金受領代行業務）第1項の規定に基づき自己の PayPal アカウントに移転された商品代金額に相当する PayPal 残高が乙の PayPal アカウントに移転する前に、当該 PayPal 残高を利用する旨の意思表示を PayPal に行い、PayPal の金融機関の口座から自己の金融機関の口座に商品代金額に相当する金銭を受領することはできないものとします。

2. 前項の規定に違反し、甲が PayPal の金融機関の口座から自己の金融機関の口座に商品代金額に相当する金銭を受領した場合であっても、甲は、第 12 条（本件業務の対価）に基づく本件業務の対価の支払義務を免れないものとします。

第 11 条（甲の通知義務）

甲は、PayPal に届け出ている自己の情報を変更するを行った場合には、速やかに乙に変更内容を通ずるものとします。

第 12 条（本件業務の対価）

本件業務の対価は、基本規約第 1 条（用語の定義）第 4 号に定める「本件決済サービス料金」に含まれるものとします。ただし、その具体的金額は、申込書記載または記録のとおりとします。

第 13 条（取引情報処理業務および PayPal からの商品代金受領代行業務の停止）

1. 乙は、基本規約に定める場合のほか、以下の場合に該当する場合は、取引情報処理業務および PayPal からの商品代金受領代行業務の一部または全部の提供を停止する事ができるものとします。
 - (1) PayPal が PayPal の加盟店契約および諸規程に基づき、甲に対する PayPal 決済サービスの全部または一部を停止した場合
 - (2) 乙と PayPal との間の PayPal 決済業務契約に基づき、乙が、PayPal から取引情報処理業務または商品代金受領代行業務の一部または全部の提供の停止を要請された場合
2. 乙が前項の規定に基づき取引情報処理業務および PayPal からの商品代金受領代行業務の一部または全部を停止したことにより、甲に損害、損失または費用が生じた場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（契約期間）

基本規約第 35 条（契約期間）の規定にかかわらず、第 5 条（PayPal アカウント登録代行業務）に基づく甲名義の PayPal アカウント登録が認められなかった場合、第 6 条（システム設定代行業務）に定める PayPal アカウント上の機能設定が不能となった場合、および甲と PayPal との間の加盟店契約が終了した場合ならびに甲名義の PayPal アカウントが理由の如何を問わず消滅した場合には、PayPal 決済サービス利用契約は、前記事由の発生をのときをもって当然に終了するものとします。

第 15 条（変更の適用）

基本規約が当該基本規約の規定に基づき変更され、本規約において引用する基本規約の条文番号が変更された場合、当該引用する条文番号は、当然に当該変更後の条文番号に読み替えるものとします。

（以下余白）

【規約制定】2024 年 11 月 13 日